

# 支部ニュース

2021年8月 No.573

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 東京都議会議員選挙で市民と野党の共闘ブロックが前進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 黒岩哲彦 1
- いまからでも2020オリンピック・パラリンピック  
東京大会を中止することを強く求めます♪・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 藤原朋弘 2
- 2021年6月23日 最高裁夫婦同性強制訴訟決定について・・・・・・・・・・ 早田由布子 3
- 「再審法」改正を求める国会請願署名活動のご紹介・・・・・・・・・・ 石島 淳 8
- 発達障害当事者が障害者採用で入社したにも関わらず、  
合理的配慮の提供を受けられず、休職を余儀なくされた上、  
雇止めされた事例で、訴訟を提起いたしました  
ーセールスフォース・ドットコム事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 伊藤克之 9
- 生活保護のしおりの調査行います♪・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 藤原朋弘 10
- 8月27日サマーセミナーのご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 中川勝之 11
- 新人紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 小河洋介 12
- 7月幹事会議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14



# 東京都議会議員選挙で 市民と野党の共闘ブロックが前進

支部長 黒岩 哲彦

東京都議選の選挙結果は市民と野党の共闘を前進・発展させ、総選挙での政権交代に道を拓くものです。

## 東京支部は市民と野党の共闘を前進する立場で対応

自由法曹団東京支部の従前の東京都議会議員選挙への対応は、政党支持の自由を守る原則的な立場から支部団員の判断に委ねて、主な任務を国民救援会東京都本部と共同の弾圧対策本部を設置し、選挙の自由を守る干渉・妨害・弾圧対策に限定してきました。

今回の都議選は、2020年の都知事選挙の到達点を踏まえ市民と野党の共闘で取り組まれた初めての都議選です。自由法曹団東京支部は政党支持の自由を守る原則を固く堅持しながらも、市民と野党の共闘を前進する立場で対応をしました。東京支部団員はそれぞれの地域で市民連合や革新懇運動などに参加し、東京支部は、「都政転換呼びかけ人会議」、「革新都政をつくる会」、「東京革新懇」に結集し、労働組合、市民団体、民主団体、個人と共同して取り組みました。

## 選挙結果①—自民党の敗北

自民党は25議席から33議席になりましたが、2009年の民主党への政権交代の前の都議選では38議席でした。政権交代前の状況であり、敗北です。

## 選挙結果②—立憲野党ブロック合計36議席は自民党を抜く

立憲民主党は8議席から15議席、日本共産党は18議席から19議席、緑の党1議席、生活者ネット1議席の野党ブロック合計36議席で自民党を抜きました。前述の2009年都議選では民主党は34議席から54議席に躍進をしましたが、日本共産党は13議席から8議席に大きく後退をしました。これに対して、今回の都議選は野党共闘の立場にたつ立憲野党がそれぞれの前進をしたことは新たな前進です。前号でもご紹介しましたが、定数2人の文京区で日本共産党の福手ゆう子さんが「市民と野党の共同候補」として堂々とトップ当選を果たしました。松尾あきひろ立憲民主党衆院議員は「法相が実刑判決を受けるような、いまの腐った政治を変えるため、立憲野党が共同しておしている福手さん、女性が苦しんでいる世の中を変えるため文京区でただ一人の女性候補、福手さんを必ず都政へ」と最後まで共同の立場を貫きました。

【野党共闘で勝利をした選挙区】（\*カッコ内は定数）

### 立憲民主党・緑の党・生活者ネットの候補が当選

渋谷区（2）、中野区（3）、立川市（2）、武蔵野市（1）、三鷹市（2）  
小金井市（1）、小平市（2）、北多摩2区（2）

### 日本共産党が当選

文京区（2）、豊島区（3）、北区（3）、日野市（2）、北多摩4区（2）

## 選挙結果③—小池都知事独裁に歯止め

小池都知事は専決処分を濫用して独裁的な都政運営を続けています。しかし、立憲野党ブロックは36議席を得ましたので、地方自治法101条で都議会招集請求権を確保しました。立憲野党ブロックは小池都知事独裁に歯止めをかける力を得ました。

## 総選挙での政権交代に道を拓く歴史的意義

衆議院選挙が今秋に行われますが、総選挙の時期は予断を許しません。衆議院議員の満了日は10月21日ですが、憲法54条の「解散後40日以内の総選挙」規定によれば総選挙は「11月28日」まで可能です。衆議院議員選挙で政権交代が実現した場合、参議院は自公が多数なのでねじれ国会になります。政権交代を実現し安保法制(戦争法)廃止法案を成立させるためには、市民と野党の共闘の量的・質的な拡大強化が必須であり、自由法曹団の役割と任務は重大です。

## 現場の共闘の妨害を乗り越える

連合と連合東京は野党共闘の立場の議員に対して「推薦等の支援を取り消すことになっている」と表明するなど野党共闘を激しく妨害しました。しかし、連合加盟の労働組合にも野党共闘を支持することを公然と表明する労働組合もあります。立憲民主党の安住国対委員長が「リアルパワー」と言ったことは至言です。

## 憲法をいかして希望と尊厳ある政治への国政の転換を実現しましょう

都議選の成果に確信をもち、安保法制(戦争法)の強行成立で壊された立憲主義を回復するために「市民と野党の共闘」を前進・発展させる立場で取り組みたいと思います。

# いまからでも 2020 オリンピック・パラリンピック 東京大会を中止することを強く求めます ♪

事務局次長 藤原 朋弘

2020 オリンピック東京大会が、7月23日に開会式を迎え、開幕しました。

しかし、東京都は、7月12日から4回目の緊急事態宣言を発出し、東京都の新たなコロナ感染者は連日1000人を超え、感染の拡大が急加速する危機的状況です。

一方で、東京都民と国民は長期にわたって、感染防止のため、行動の自粛、移動の自粛、社会的文化的な活動の自粛を余儀なくされているにも関わらず、他方で関係者が数万人規模にものぼる五輪を平気で開催するのはあまりにも国民を馬鹿にしています。

IOCや組織委員会は、「バブル方式」によって、感染のリスクはないと述べていますが、その前提となる関係者の行動を規制する「プレーブック」が守られていない実態が次々と報道され、現にオリンピック選手の感染が相次ぐ状態です。「安心・安全の大会」という日本政府等の言い分は完全に崩壊しているといわねばなりません。感染防止と五輪の開催は相容れないことは明らかであり、今夏の五輪は今からでも中止の決断をすべきです。

五輪が開催された今、各テレビ局は五輪一色で、「もう始まったから文句は言わない」というような言説が巷であふれています。しかし、これこそまさに開催推進派の思うつぼであり、菅首相が「競技が始まり、国民がテレビで観戦すれば、考えも変わる」と述べていることから明らかです。始まってしまったのだから諦めて観戦するのではなく、国民の命を守る立場から何が何でも中止を求め続けるべきです。

自由法曹団東京支部の団員は、「山添拓さんを応援する市民勝手連」(通称 YAMA 部) が開催日である23日に合わせて行った「今からでも五輪中止を」アピールに参加し、新宿駅頭で盛り上がりを見せ

ました。改めて、今だからこそ、2020 オリンピック・パラリンピック東京大会の中止あるいは延期を声高に求め続けましょう！

## 2021年6月23日 最高裁夫婦同姓強制訴訟決定について

旬報法律事務所 早田 由布子

### 【概要】

2021年6月23日、夫婦別姓を希望する内容の婚姻届を受理しないのは憲法に違反するとして3組の夫婦が婚姻届の受理を求めている事件について、最高裁大法廷は、民法と戸籍法の夫婦同姓強制規定は「合憲」との判断を示し、特別抗告を棄却しました。



### 【従前の最高裁判例】

最高裁は、2015年12月16日、民法750条の夫婦同姓強制規定の改廃に関する立法不作為についての国家賠償責任が問われた事案において、10対5で合憲との判決をしています（最判平成27年12月16日民集69巻8号2586頁）。

同判決における、同姓強制の合憲論の骨子は以下のとおりです。

#### (1) 13条違反ではない

婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえない。

#### (2) 14条違反ではない

夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取り扱いを定めているわけではなく、夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない。

#### (3) 24条違反ではない

婚姻の効力の一つとして夫婦が夫又は妻の氏を称することをさだめたものであり、婚姻をすることについての直接の制約を定めたものではない。つまり、同氏強制は婚姻の要件ではなく、婚姻の結果として氏の変更が生じるに過ぎない。

判断枠組みとしては当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものをみざるを得ないような場合に当たるか否かという観点から判断すべき。

この判決は、女性の最高裁判事（当時3名。櫻井龍子裁判官、鬼丸かおる裁判官、岡部喜代子裁判官）が全員、夫婦同氏強制を違憲とする個別意見を書いたことも話題となりました。

## 【本件】

2015年判決が国家賠償請求事件であったのに対し、今回の事件は、戸籍法122条に基づいて市長に対して婚姻届の受理を命ずることを申し立てたものでした。

本件は、上告後、大法廷に回付されていたため、決定前の時点から注目を集めていましたが、結果としては同姓強制が11対4で合憲と判断され、2015年判決よりも夫婦同姓強制を違憲とする裁判官が減るという残念な結論に終わりました。また、それだけではなく、女性裁判官（岡村和美裁判官）が多数意見（合憲論）の側に回ったという点でもショッキングなものでした。

## 【多数意見の概要】

### （1）多数意見

夫婦の氏についてどのような制度を採るのが立法政策として相当かという問題と、夫婦同氏制を定める現行法の規定が憲法24条に違反して無効であるか否かという憲法適合性の審査の問題とは次元を異にする。

この種の制度の在り方は国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならない。

⇒内容は、2015年判決の繰り返しになっていますが、憲法24条以外の部分についての合憲の理由付けがありません。

なお、原告夫婦の内の1組は、憲法14条違反の点についての判示がなく「重要な事項についての判断の遺脱があった」ことを理由とする再審を2021年7月26日付で申し立てているようです。

⇒選択的夫婦別姓がかつてないほど話題となった2021年通常国会が6月16日に閉会し、2日後の18日に最高裁が決定を出す報道され、閉会1週間後の23日に本決定が出されました。本当に国会で議論をさせたいのであれば、この最高裁決定は通常国会の会期中に出すべきものですし、そうすることは可能だったはずで、そう考えると、この最高裁決定は、実効性を伴うことを期待していないメッセージに過ぎず、本気ではないと思わざるを得ません。

### （2）深山岡村長嶺補足意見

①民法及び戸籍法が法律婚の内容及びその成立の仕組みをこのようなものとした結果、婚姻の成立過程で夫婦同氏とするという要件を課すこととなったものであり、間接的な制約であって、婚姻をすること自体に直接向けられた制約ではない

②夫婦同氏を婚姻の要件と捉えたとしても、本件各規定が憲法24条1項に違反すると直ちにはいえない

③もっとも、この判断は、国会において、選択的夫婦別氏制の採否を含む夫婦の氏に関する法制度の検討を行いその結論を得ることを妨げるものではなく、国民の意見や社会の状況の変化等を踏まえた真摯な議論がされることを期待する

⇒補足意見が、国会における真摯な議論を求めていることは、運動においても強調していくべき点であると考えます。

### （3）三浦意見

- ①氏は、名とあいまって、個人の識別特定機能を有するとともに、個人として尊重される基礎であって個人の人格の象徴であることを中核としつつ、婚姻及び家族に関する法制度の要素となるという複合的な性格を有する。
- したがって、婚姻の際に氏を改めることは、個人の特定、識別の阻害により、その前後を通じた信用や評価を著しく損なうだけでなく、個人の人格の象徴を喪失する感情をもたらすなど、重大な不利益を生じさせ得ることは明らかである。
- ②婚姻の自由を制約することの合理性が問題となる以上、その判断は、人格権や法の下での支配と同様に、憲法上の保障に関する法的な問題であり、民主主義的なプロセスに委ねるのがふさわしいというべき問題ではない。
- ③現実の社会において家族のあり方が極めて多様化しており、およそ（夫婦同氏制の）例外を許さないことの合理的な根拠を説明することが難しくなっている。
- ④通称使用による夫婦同姓の不利益緩和については、個人の人格に関わる本質的な問題を解消するものではない上、このような通称使用の広がり自体、家族の呼称としての氏の対外的な公示識別機能を始めとして、夫婦同氏制の趣旨等として説明された諸点が、少なくとも例外を許さないという意味で十分な根拠とならないことを、図らずも示す結果となっている。
- ⑤昭和22年民法改正により家制度は廃止されたものの、夫婦及び子が同一の氏を称する原則が定められたことから、氏は、一定の親族関係を示す呼称として、男系の氏の維持、継続という意識を払しょくするには至らなかったとの指摘には理由がある。
- 高度経済成長期を通じて性別による固定的な役割分担とこれを是とする認識が広まり、近年改善傾向にあるものの、夫婦の氏の選択に関する男性の氏の維持という傾向を支える要因となっていると考えられる。この問題に関する立法のプロセスについても、これらの事情に伴う影響を否定しがたい。
- 夫婦同氏制の「定着」は、それぞれの時代に、少なくない個人の痛みの上に成り立ってきたということもできる。
- ⑥夫婦同氏制が現実的に女性に対し不利益を与えており、婚姻前の氏の維持に係る利益が一層切実なものとなっている。
- 以上の点から、法が夫婦別氏の選択肢を設けていないことは、憲法24条1項が保障する婚姻の自由を不合理に制約する点で同条に違反する。
- ⑦ただし、夫婦別姓による婚姻の届出を受理するためには、この氏に関する規律をも踏まえ、戸籍編成の在り方という制度の基本を見直す必要があり、こうした法制度全体についての立法措置が講じられていない以上、法の定めがないまま解釈によって夫婦別氏の選択肢に関する規範が存在するという事はできない。
- ⇒後述する宮崎宇賀反対意見が非常に緻密で圧倒的であるため、あまり注目が集まっていますが、三浦意見は非常に手堅い論旨になっています。「民主主義的なプロセスに委ねるのがふさわしいというべき問題ではない」というのは非常に注目すべき判示で、多数意見が「国会での議論」を求めていることと対照的といえます。

#### (4) 宮崎・宇賀反対意見

- ①本件各規定は、当事者双方が、生来の氏名に関する人格的利益を喪失することなく、婚姻中かかる人格的利益を同等に享受するために、夫婦同氏とせずに婚姻することを希望する場合であ

っても、夫婦同氏を受け入れない限り当事者の婚姻の意思決定を法的に認めないとする制約を課す規定である。

- ②夫婦同氏を婚姻成立の要件とすることは、婚姻後、夫婦が同等の権利を享有できず、一方のみが負担を負い続ける状況を生じさせる、
- ③夫婦同氏制は夫婦になろうとする者の対等な協議によって氏を選ぶと定められている。しかし、これは、夫婦同氏が婚姻成立の要件であることを所与のものとして認めなければならないという条件付きの協議でしかなく、双方がそれぞれの生来の氏を選ぶという選択肢は最初からないこととされている。双方が生来の氏を選ぶことを希望する者にとっては、その協議の結果が自由かつ平等な意思決定によるものとはいえない
- ④当事者の婚姻の意思決定は自由かつ平等であるべきことを求める憲法24条1項の趣旨は、そうした意思決定に対する不当な国家介入を禁ずる趣旨を含み、同項の趣旨に反する法律制度は、そのことのみで同条2項に違反する。
- ⑤夫婦同氏制を定める民法750条を含む本件各規定を、当事者双方が生来の氏を変更しないことを希望する場合に適用して単一の氏の記載(夫婦同氏)があることを婚姻届の受理要件とし、もって夫婦同氏を婚姻成立の要件とすることは、当事者の婚姻をするについての意思決定に対する不当な国家介入に当たる。

本件各規定は、憲法24条1項の趣旨に反し、その限度で憲法24条2項の個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した法律とはいえず、立法裁量を逸脱しており違憲である。

- ⑥平成27年大法廷判決の枠組みによったとしても、その後の事情の変化も考慮して24条違反である。すなわち、
  - ・夫婦同氏制は個人の尊厳と両性の本質的平等に適合しない状態を生じさせる
  - ・平成27年大法廷判決以降の旧姓使用の拡大は、夫婦同氏制の合理性の実態を失わせている
  - ・女子差別撤廃条約のもとで、夫婦同氏の強制を改める法改正措置をとることを求める正式勧告を受けたことこれらは、夫婦同氏制が24条2項に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものであることを基礎づける有力な証拠である。  
⇒宮崎・宇賀反対意見は、合憲論の根拠を一つ一つ丁寧につぶしていく非常に緻密な構成になっています。また、2015年判決の論理によったとしても違憲であると論証している点も非常に重要です。

#### (5) 草野反対意見

草野反対意見は、選択的夫婦別氏制を導入することによって向上する国民の福利は同制度を導入することによって減少する国民の福利を上回っており、減少するいかなる福利も人権またはこれに準ずる利益とはいえないとして、夫婦同姓強制を違憲としています。

「福利」の比較考量を行っているという点で、日本の法律家からするとびっくりするようなロジックですが、説明自体としてはわかりやすく、運動としては夫婦同姓強制の不合理性を説明する際にアピールとなりうる論旨なのではないかと思われます。

## 【夫婦同氏強制の背景にあるもの】

### (1) 日本の氏の歴史

江戸時代 農民・町民には苗字＝氏の使用は許されなかった。

1870（明治3）年9月19日 平民に氏の使用が許される

1871（明治4）年4月 戸籍法制定

1873（明治6）年1月10日 徴兵令施行

1875（明治8）年2月13日 氏の使用が義務化される…兵籍管理のため

1876（明治9）年3月17日 太政官指令

⇒妻の氏は「所生の氏」（実家の氏）を用いることとされる（夫婦別氏制）

1898（明治31）年 明治民法公布

⇒夫婦は、家と同じくすることにより、同じ氏を称することとされる

「家」制度の導入

1947（昭和22）年 改正民法成立

⇒夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称することとされる（夫婦同氏制）

### (2) 明治民法（1898（明治31）年公布）が定める家制度

- ・家族は「戸主の親族にして其家に在る者及び其配偶者」（732条）
- ・「戸主及び其の家族は其家の氏を称す」（746条）
- ・「子は父の家に入る」（733条）
- ・「妻は婚姻に因りて夫の家に入る」（788条）
- ・「夫は妻の財産を管理す」（801条）
- ・妻は無能力者とされる（14～18条）
- ・異性婚・一夫一婦制を原則としながら、男性に妾を認める

明治民法のこのような規定により、妻は夫の家に従属するという考え、夫婦同姓強制が制度化されました。

### (3) 家制度は法文上なくなったが…

民法改正により、家制度はなくなりましたが、現行法でも、「系譜、祭具及び墳墓の所有権」「祖先の祭祀を主宰すべき者」（民法897条）といった用語が使われているように、「祖先を祀る」「家の系譜」といった考え方が未だに法律上も残っています。また秋篠宮家の子の結婚に関する報道を見ても、未だに日本社会が「模範的な家族」としてのロイヤルファミリー像を喧伝しており、「家」という考え方をすりこんでいます。

また、団員の中にも、離婚事件などにおいて「氏を変えるのであれば養育費を払わない」と言う当事者を見聞した経験がある人はいるのではないのでしょうか。

### (4) さいごに一夫婦別姓と両性の平等

憲法24条2項は、婚姻制度が個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚したものであるべきことを定めています。

夫婦別姓制度の実現は、「家」に従属する女性という考え方を克服するとともに両性の平等を実現するためにも、多くの団員が取り組むべき重要な課題といえるのではないのでしょうか。

# 「再審法」改正を求める国会請願署名活動のご紹介

八王子合同法律事務所 石島 淳

日本国民救援会の多摩総支部および八王子支部で取り組んでいる「再審法」改正をめざす活動についてご紹介します。

国民救援会では、表現の自由や労働者の権利を守る取組みのほか、冤罪事件を支援する活動も行なっています。八王子でも、名張毒ぶどう酒事件の死刑囚とされた奥西勝さんが、冤罪をうったえながらも八王子医療刑務所で無念の獄死をしたことから、10月の命日に合わせて八王子駅前で宣伝行動を行なうなど、地元で根ざしながら冤罪事件支援の活動を行なっています。

冤罪事件とのかかわりで力を入れている活動のひとつが、いわゆる「再審法」の改正問題です。

刑事訴訟法の第4編「再審」には再審制度についての19の条文（いわゆる「再審法」）が定められています。2000年代に入ってから足利事件に始まり昨年に再審無罪となった湖東記念病院事件に至るまで再審開始決定や再審無罪判決が相次いでいます。

こうしたなか、冤罪被害者の救済のためには再審法に問題があることがますます明確になってきました。具体的には、①証拠開示の手続がないため、冤罪被害の救済に役立つはずの有利な証拠であっても隠されてしまうこと、②再審開始決定に対して検察官からの不服申立てがなされることにより、いったん開きかけた再審の扉が閉ざされかねないこと、③再審請求手続の主導が裁判所の裁量に委ねられるところが大きく、進行協議・証拠調べ・証拠開示等について統一的運用がなされていないこと、といった制度上の不備のため、再審のハードルは依然として高いものとなっているのが現実です。

国民救援会では、「再審法改正をめざす市民の会」が呼びかけている国会請願署名にともに取り組んで、こうした再審制度の問題点の見直しを求めています。請願事項として、①再審のためのすべての証拠を開示すること、②再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止すること、③再審における手続を整備すること、の3点について再審法をすみやかに改正することを求めています。5月にはいっせいで宣伝を位置づけ、多摩地域では13の支部により街頭での署名活動を行ないました。また、支部ごとの地方議会の議員団とも懇談の機会を設けて、再審法改正に向けての意見書の採択をめざす運動にも取り組んでいます。

団支部のみなさんにも、ぜひ地元の救援会支部の活動へ目を向けてもらえると嬉しいです。

# 発達障害当事者が障害者採用で入社したにも関わらず、合理的配慮の提供を受けられず、休職を余儀なくされた上、雇止めにした事例で、訴訟を提起いたしましたーセールスフォース・ドットコム事件

日野アビリティ法律事務所 伊藤 克之

本訴訟の原告となったXさんは、発達障害の一種である注意欠陥多動性障害（ADHD）及び自閉症スペクトラム症（ASD）の混合を有している。また、二次障害として、うつ病に罹患している。

2018年11月15日、Xさんは、被告であるセールスフォース・ドットコム（以下「Y社」という）との間で雇用期間を6か月とする雇用契約（以下「本件契約」という）を締結し、同契約は2019年5月7日と同年11月11日に契約更新をしている。

本件契約の締結において、XさんはY社に自らの障害を開示し、Y社はXさんをいわゆる「障害者雇用枠」で採用していた。

障害者の雇用の促進に関する法律36条の3は、「事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施策の整備、援助を行う者の配慮その他の必要な措置を講じなければならない」と定めており、事業主に「合理的配慮」の提供を義務づけている。Xさんの障害を知って障害者雇用枠で雇用したY社には、Xさんとの関係で、職場における合理的配慮の提供が義務づけられていた。

にも関わらず、Xさんの上司だったA氏は、「Xさんの面倒をみるのは本当は私の役割じゃないんだけど、Cさん（当時のマネージャー）が今日になって急に行行って言ったから来た」「障害者の人のことなんて知らないし、どうしたらいいかわからない」などと言われ、合理的配慮の提供拒否をされてしまった。

しかも、この問題については、社内、社外の相談先に、1年以上にわたって相談してきたが、A氏のハラスメント及び合理的配慮の提供拒絶は解決しなかった。

その結果、Xさんは、二次障害のうつ病が悪化し、2019年12月13日に産業医から休職を指示された。

その後、Xさんは、2020年3月初めには体調が良くなったため、産業医に相談して復職のための準備を始めたものの、Y社は、以下の通り、復職においても合理的配慮を行わなかった。

まず、産業医は、Xさんを診察していないにも関わらず、主治医の意見を無視して「重症」などと言い、復職を阻害した。その上、産業医はXさんが基礎疾患を有しているにも関わらず、コロナ禍での通勤訓練を強要した。

そして、Y社代理人弁護士による退職勧奨も行われた。しかも、代理人は、Xさんに一方的に守秘義務を課すなど、不公平な条件かつ、英文主体の自主退社の合意書案を示し、Xさんの障害特性を考慮せずに回答を急ぐよう求めるといった対応に終始した。

さらに、Xさんが退職勧奨に応じるのを拒否すると、Y社は出社命令を出した上で、2020年11月30日をもって雇止めとする旨の通知を行った。

加えて、Y社の計算ミスにより、有給休暇25日分が付与されていなかった事態も明らかとなった。25日分を全て消化する場合も、特別退職金として買い上げる場合も、雇止めを認めたこととなると言われたために、1日分しか使えず退職となってしまった。

ダイバーシティ（雇用する人材の多様性を確保する）を掲げるY社において、このような合理的配慮の不提供や障害者差別と取れる事態が起こったことは到底容認できることではなく、本訴訟において、Xさんのような当事者が職場において合理的配慮を受けられる社会を実現する一助になればと思い、本訴訟を提起するに至った次第である。発達障害を巡る裁判例はまだ少ないのが現状であるが、ご支援をいただければ幸いである。

## 生活保護のしおりの調査行います♪

事務局次長 藤原 朋弘

本部貧困・社会保障問題委員会と東京支部の共催で、東京23区・市町村が発行している生活保護のしおり（生活保護を申請しようとしている方が適切に受給できるためのパンフレット）について、調査します♪

生存権の理念に基づいたものになっているか、義務に偏った記載になっていないか、扶養照会を必ず行わなくてはならないと誤解される記載になっていないかなど46項目にわたってチェックします。今後チェック結果に基づき、意見書を作成して発表しますのでどうぞ期待ください！



## 8月27日サマーセミナーのご案内

事務局長 中川 勝之

残念ながら今年も1日のZ o o mによる実施ですが、内容は充実していますので、是非参加下さい。

<日程概要>

- 13時～15時 **「コロナ貧困－生活困窮する女性や不安定な人たちの支援から見えるもの－」**  
**藤田孝典さん／8月2日に「コロナ貧困 絶望的格差社会の襲来」毎日新聞**  
**出版・定価1320円（税込）が発売されますので、是非ご購入下さい♪**
- 15時～16時 休憩、質疑応答等
- 16時～16時15分 生活保護のしおりの調査状況等の報告
- 16時15分～45分 情勢報告～秋のたたかひに向けて 山添拓団員（日本共産党・参議院議員）
- 16時45分～17時45分 若手団員によるお話し

※ID、パスワードは支部MLに送信します。



# 新人紹介

東京合同法律事務所 小河 洋介

## 1 弁護士を目指したきっかけ

皆様初めまして。東京合同法律事務所所属、弁護士の小河洋介と申します。修習期は73期、修習地は名古屋でした。東京都葛飾区出身で、学習院大学を卒業、慶應義塾大学法科大学院を修了し、今年の12月に事務所に入所しました。

私が弁護士を目指したきっかけは、妹の存在が大きいです。私の妹は、軽度の知的障害を患っており、人とは少し何か違うという理由で、小学生の頃にいじめを受けていました。妹は、その頃はいじめで心に傷を負ってしまい、いじめていた同級生の「死ぬ」という声が夜な夜な聞こえるといった幻聴・妄想を訴え、統合失調症も発症してしまいました。私は、隣室の妹のそのような様子を間近に見て、何もしてあげられないことに対する無力さを高校生ながらに感じていました。

このような経験から、進路は自然と妹のような障害者の方々の役に立つことを意識するようになり、直接役に立てるであろう介護職を最初に考えましたが、より広い立場から役に立ちたいと考えるようになり、弁護士という職業が視野に入りました。

こうして、精神障害者・知的障害者・発達障害者の方々の役に立ちたいという気持ちだけで弁護士を目指し、ここまでやって来ました。

## 2 自由法曹団への入団理由

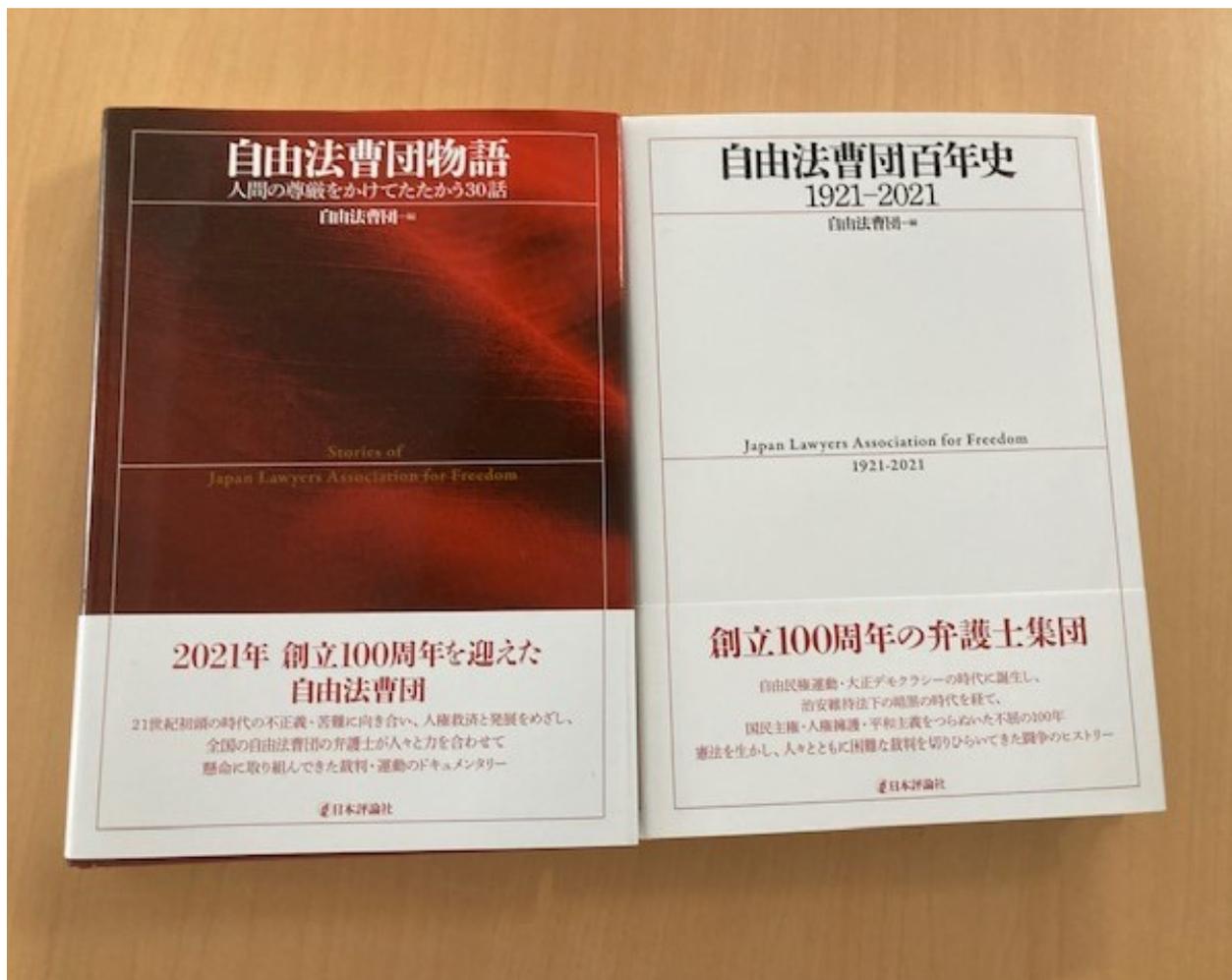
私は、恥ずかしながら自由法曹団の存在は全く知りませんでした。私は、精神障害者・知的障害者・発達障害者の方々の役に立ちたいという思いを持ちながらも、通っていたロースクールの影響から、司法試験終了後の就職活動では、いわゆる企業法務事務所ばかり受けていました。しかし、自分の成りたい弁護士像を考えたときに、やはり精神障害者・知的障害者・発達障害者に幅広い法的支援を行えるような弁護士になりたいと感じ、社会問題や人権課題にも取り組めるような事務所に入りたいと思い直しました。

そのように考えていた時に、同じような問題意識を持ち、精力的に人権課題に取り組まれている先生方が多く所属している自由法曹団の存在を知りました。そして、学習会に参加したご縁があって、東京合同法律事務所に入所することができ、自由法曹団にも入団するに至りました。

## 3 今後の活動について

私は、この半年間で、一般民事事件、刑事事件、家事事件、労働事件等、様々な事件を経験できただけでなく、かねてより関心のあった医療観察審判の付添人にも数多く選任され、当初の希望を少しずつ実現できているように勝手に感じています。また、普段の事件で精神疾患を持った方に接することも多く、まだまだこの分野での法的ニーズを感じております。今後は、日々の事件を一つ一つ丁寧に取り組むだけでなく、後見業務や精神保健業務、障害者刑事弁護といった精神障害を抱えた人々への法的支援にも積極的に取り組んで専門性も磨いてまいります。この分野は、まだまだ取り組むべき課題が多いように感じているため、団の活動の中でこの問題についても取り組んでいけたらいいなと考えております。

まだまだ未熟者な私ではございますが、先輩方、ご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。



自由法曹団 100 周年を迎え、いよいよ自由法曹団物語の本ができました！



# 7月幹事会議事録

3時30分から夫婦別姓問題学習会（早田由布子団員）

## 1 報告事項・確認事項（この間の主な取り組み）

- 6月24日 高校入試のジェンダー平等を求める弁護士の会「都立高校の男女別定員制度及び男女別合否判定の撤廃を求める意見書」記者会見
- 6月25日 東京都都議会議員選挙、告示
- 6月27日 2021年都議会議員選挙・弾圧対策本部が、葛飾警察署に不当な職務質問を抗議
- 6月29日 支部ニュース発送、「政治・選挙活動をすすめるためのココロエ9」の活用をお願い
- 7月4日 東京都都議会議員選挙、投票日
- 7月6日 東京権利討論集会 実行委員委員会会議（11月開催予定）
- 7月12日 2020東京オリンピックパラリンピックを考える都民の会運営委員会
- 7月19日 都民連第6回世話人会
- 7月23日 山添拓さんを応援する市民勝手連、開会式直前スタンディング今からでも五輪中止を

## 2 今後の取組と検討事項

- (1) 将来問題企画に向けたアンケート
  - ➡本部企画後、フィードバックをする。
- (2) 100周年記念事業 ビデオ企画
- (3) 東京オリパラ問題
- (4) 新型コロナウイルス問題
- (5) 都議選結果・弾圧
  - ➡葛飾区金町で起こった法定ビラ配布者の不当な職質事件等について情報共有。
- (6) サマーセミナー
  - ➡宿泊はキャンセル。8月27日のみでZOOMで実施する。
- (7) 生活保護のしおり
  - ➡チェックの担当を割り振り。8月13日までにチェックシートを執行部メールに提出。

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

## 全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

### 主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

### 【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日の何れかをを選んでいただきます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時のみ「支払対象外期間0日」になります。

＜月払保険料表＞ スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし  
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間 満年齢	対象期間	
	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

### 【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

＜月払保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし  
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### ＜取扱代理店＞

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・竹田  
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3構本ビル3F  
TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)  
(受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

#### ＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160  
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ20-07693 2020年10月15日)